

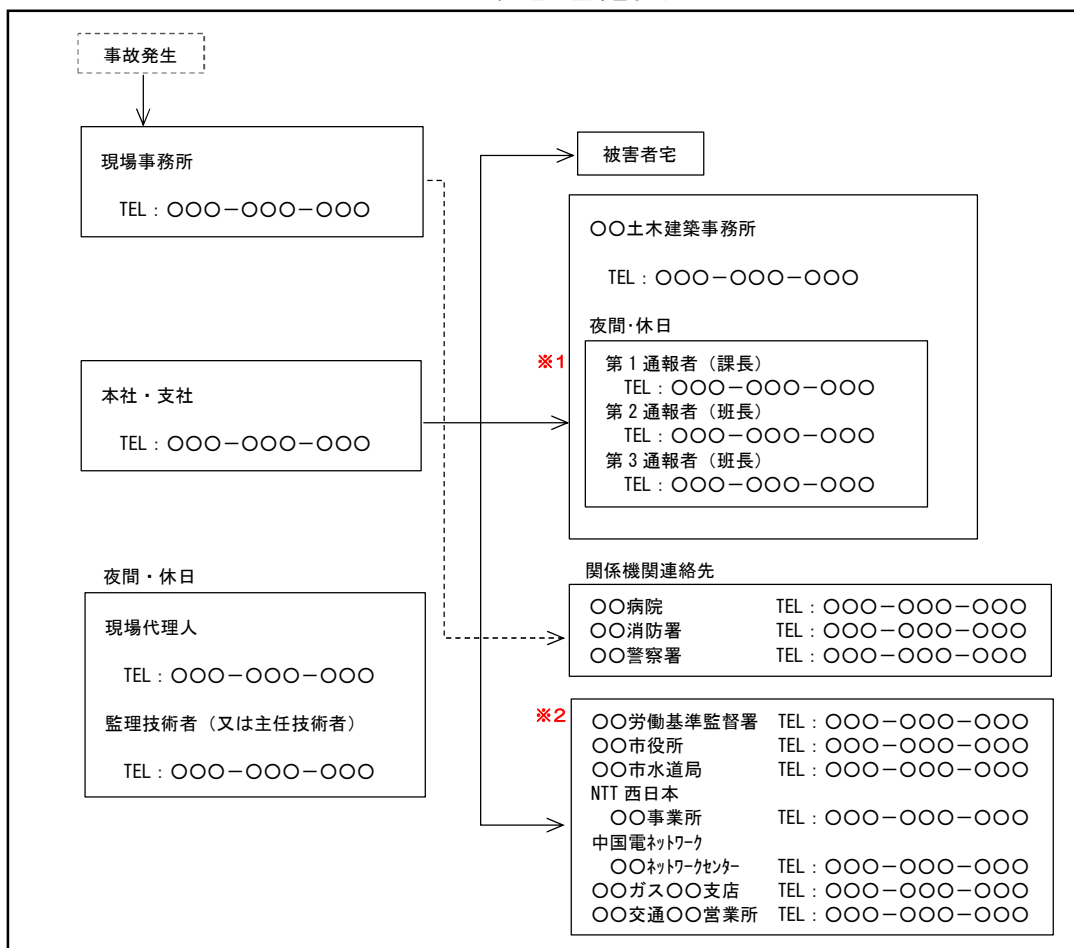
7 緊急連絡表

《掲示場所》 事務所，詰所等の見やすい場所

《根拠》 労働安全衛生規則第 642 条の 3、土木工事安全施工技術指針

【記載例】 ※定型様式なし、寸法規定なし

緊急連絡表



※1 発注機関ごとに通報者の取り決めが異なるので、施工計画書作成前に監督職員に確認すること。

※2 地下埋設物や架空線などの関係機関を網羅すること。

【土木工事安全施工技術指針】第4節 工事現場管理

5. 緊急通報体制の確立

- (1) 関係機関及び隣接他工事の関係者とは平素から緊密な連携を保ち、緊急時における通報方法の相互確認等の体制を明確にしておくこと。
- (2) 通報責任者を指定しておくこと。
- (3) 緊急連絡表を作成し、関係連絡先，担当者及び電話番号を記入し，事務所，詰所等の見やすい場所に標示しておくこと。